

各位

イソライト工業株式会社

## 省エネ活動について

イソライト工業(株)は、経済産業省 資源エネルギー庁が行う産業トップランナー制度（SABC 評価制度）において、2019年度、2020年度と2年続けて“Sクラス”（優良事業者）に区分されました。

当社は環境方針のトップに、『**企業活動と環境の調和に向け、企業内における省エネルギーと省資源、温室効果ガスの削減に取り組みます。**』と掲げ、省エネに貢献する当社製品群同様、会社も継続して省エネに取り組んで参ります。

標準産業分類中区分	特定事業者番号	主たる事業所の所在地	事業所等名
21 窯業・土石製品製造業	6451	大阪府	イソライト工業株式会社

省エネ評価 S クラス（☆表示）			
2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
☆		☆	☆

## 事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

Sクラス 省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)	Aクラス 省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)	Bクラス 省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)	Cクラス 注意を要する事業者 (目標未達成事業者)
<b>【水準】</b> ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②ベンチマーク目標達成	<b>【水準】</b> Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者	<b>【水準】</b> ※1 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加	<b>【水準】</b> Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分
<b>【対応】</b> 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。	<b>【対応】</b> 省エネ支援策等に関する情報をメールで発出し、努力目標達成を推進。	<b>【対応】</b> 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。	<b>【対応】</b> 省エネ法第6条に基づく指遵を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

エネルギー使用量（原油換算値）が1年度に1500klを超えると“特定事業者”となり、エネルギーの使用量を国に報告しなければなりません。事業者の自主的な努力でエネルギー使用の合理化を促進させるために、報告結果が努力達成目標またはベンチマークをクリアしている状況によりS～Cに評価区分される制度です。S評価になると資源エネルギー庁のホームページで社名が公表されます。

「資源エネルギー庁」ホームページより

以上